

資料 1

令和2年度第1回下野市環境審議会（令和2年8月7日開催）の結果を踏まえた下野市路上喫煙の防止に関する条例（案）の意見集約と事務局案について

(1) 下野市路上喫煙の防止に関する条例（案）の条文について	
委員からの主な意見	<p>①この条例(案)のままで良いという意見</p> <ul style="list-style-type: none">・行政が時間を掛けて、良く練られた内容となっていて異論はない。罰則を科さない点についても賛成。(中村会長)・健康のためには、禁煙という方向しかありませんので、今回の案は十分配慮されていると思います。まずはこの案ですすめていただきたい。(野沢委員)・良いと思います。(熊田委員) <p>②身体の安全や健康への配慮を盛り込むべきという意見</p> <ul style="list-style-type: none">・条例の目的を単に環境美化の意味合いにとどめず、第1条の目的中に、『人の<u>身体及び財産が害されることを防止し、・・・。</u>』（宇都宮市条例）、『市民等の<u>身体及び財産の安全の確保を図り、・・・。</u>』（小山市条例）、『市民等の<u>身体等の身体を確保し、・・・。</u>』（栃木市条例)など他市条例と同様に、市民等の身体や健康への配慮を盛り込むことで、住民の健康対策の側面も併せ持たせることも考えられると思います。(塚原委員)
事務局案	<p>意見を参考に、第1条の目的を以下の通りとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、路上喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、喫煙者と非喫煙者との協力の下、市民等の身体及び財産の安全を確保し、清潔かつ快適な生活環境の実現に資することを目的とする。</p>

(2) 路上喫煙禁止区域の設定について

委員からの主な意見	<p>①路上喫煙禁止区域(案)のままで良いという意見</p> <ul style="list-style-type: none">・ 審議会において委員から、石橋高校までの通学路を禁止区域の対象としてはどうかという意見があり、それについては賛同する。しかし、実際の適用は難しいかもしれない。まずは現段階の案における禁止区域を設定し、その実施後の状況を見て、再度検討して欲しい。(中村会長)・ 将来は全ての場所に拡大して行って欲しいですが、まずは、今回の案で実行に移して欲しいと思います。第6条に変更等の条文があるので、これで良いと思います。(野沢委員)・ 案のとおりでまず進めて、数年後に拡張するかどうか再検討してみたいはいかがでしょうか。(熊田委員) <p>②路上喫煙禁止区域(案)をもっと広くした方が良いという意見</p> <ul style="list-style-type: none">・ 石橋の禁止区域について、趣旨からすれば、石橋高校まで延長した方がよいのではないかと思います。高校生を考慮して、喫煙所を廃止するのであれば、禁止区域は石橋高校まで延長した方がよいのではと思います。(新井委員)・ 私は市内全域、禁止にしたいと思います。その代わりに、喫煙場所だけはきちんと設置する、私はその方が分かりやすくしたいと思います。(渡邊委員)・ 自治医大駅周辺について、多くの人歩いて利用する道を対象の一つと考えるなら、もう少し範囲を広くしてほしい。形だけの喫煙禁止区域ではなく、実態にそったものにしたい。(隅谷委員) <p>③路上喫煙禁止区域(案)を設定した根拠が必要という意見</p> <ul style="list-style-type: none">・ 図面では何を指定基準にしたのか不明なので、市民からの疑問や不満の声が出るとされる。(岡本委員)・ エリア設定の理由(根拠付け)が必要ではないかと思います。栃木市では交通量を勘案して設定しています。その他、次の施設の所在地を勘案して設定する方法もあるかと思います。(1)学校等文教施設、(2)公園、公民館、病院等公共施設。条例の目的として、環境美化を重視するのであれば、栃木市と同様、人目に付きやすい、人通りや交通量の多いメイン通りを中心に区域設定することが妥当と思われます。市民等の健康面まで配慮した条例とする場合は、上記(1)、(2)の施設特性を勘案して区域設定することも考えられます。(塚原委員)
事務局案	<p>まずは諮問をした、人通りの多い、3つのJR駅の、各駅から主要道路までの範囲で駅前広場及び周辺道路を路上喫煙禁止区域として規則で定める。自治医大駅東口のみ、自治医科大学附属病院へ通院する方が多数いるため、自治医科大学附属病院までの周辺道路をバリアフリー化の整備に合わせて禁止区域に含めることとする。</p> <p>条例の施行後の状況を見て、今後、禁止区域の拡大等を検討することとする。(諮問のとおり)</p>

(3) 喫煙所の設置について

委員からの主な意見

- ① 片側の喫煙所を廃止にすべきという意見
 - ・確かに喫煙者にとっては、厳しい環境となるものの、社会的趨勢から止むを得ないとする。(中村会長)
 - ・従来の東西2ヶ所から1ヶ所になるのは、世の中の流れからすれば当然だと思います。(野沢委員)
 - ・望まない受動喫煙の防止を図るため、今年度から「改正健康増進法」が全面施行されており、喫煙所の廃止、縮小の方向は、もはや時代の流れであると思います。(塚原委員)
 - ・一方で、条例案第1条では『喫煙者と非喫煙者との協力の下』とありますが、この文意が条例施行に伴い喫煙者と非喫煙者との対立を避けたいとする趣旨であり、『喫煙者と非喫煙者の双方の立場に配慮し、相互間を調整しながら協力を求める』ことを意図していると解すれば、条文には規定しないものの、「廃止反対の意見が多い喫煙所については、一定期間(数年)経過後に廃止することを前提に、当面の間存続させる」といった段階的な措置を講ずることを事前に説明し、喫煙者、非喫煙者双方から理解を得ることも考えられます。(塚原委員)
 - ・駅の片側のみで良いと思います。(熊田委員)
- ② 喫煙所は全面廃止すべきという意見
 - ・駅前の喫煙所はすべて廃止を希望します。もし設置する場合は仕切り版などにより見えない構造として、受動喫煙の回避、子供達への健康教育を考慮して欲しい。仕切り版の中は何も置かず、持参の灰皿を使用してもらおう。(岡本委員)
- ③ 両側の喫煙所が必要であるという意見
 - ・利用する、利用しないは別にして、東西両方にあっても良いのではないかと思います。(隅谷委員)
- ④ その他の意見(喫煙所は必要であるという意見)
 - ・小さいお子さんをお持ちの方からすれば、喫煙される方が歩きタバコをすると、ベビーカーや手をつないで歩いている子どもの目線に、持っているタバコがちょうど入るんです。喫煙所があれば、そういった危ない状況は避けられると思います。(大橋敏委員)

事務局案

喫煙所の設置について、片側のみ廃止、全面廃止、両側共に必要等、様々な意見があったが、3つのJR駅共に、東口喫煙所の方が西口喫煙所よりも歩行者から離れた場所にあるため、西口喫煙所を廃止とし、東口喫煙所の1ヶ所のみ存続とし、喫煙所の縮小を図る。
(諮問のとおり)

(4) 罰則規定について、その他

委員からの主な意見

- ・ 基本的には条例案の修正はせずに施行して、その後、市民の反応や受け止め方に応じて、修正があれば慎重に検討していったらどうか。また、この条例案のPRにぜひ力を入れてほしい。(中村会長)
- ・ 罰則規定が無いので、喫煙者のモラルに頼ることになり、実効性に疑問。何らかの罰則は規定すべき。(岡本委員)
- ・ 受動喫煙防止条例策定の際は、厚労省の受動喫煙対策(健康増進法の一部改正する法律)を踏まえて策定に取り組むとともに、路上と受動の二つの条例が連携することが必須です。(岡本委員)
- ・ 喫煙者と非喫煙者の立場の違いにより意見は大きく相違すると思われませんが、「改正健康増進法」が全面施行されたタイミングであることや、「路上喫煙の防止に関する条例も、今日では環境美化の意味合いだけではなく、受動喫煙の影響を受ける住民の健康対策という側面を有するものになりつつある」との見解もあることから、どちらかというとなら非喫煙者の立場に軸足を置いた内容にしない限り、対外的な説明が苦しくなってしまうのではないかと思います。(塚原委員)
- ・ 今回の条例制定とともに、既存の環境美化条例もクローズアップし、喫煙者の権利にも配慮しつつ、喫煙マナーを守って欲しいことを呼びかけていただきたいです。喫煙者がたばこの煙を他者に受動喫煙させないように注意し、自分が吸ったたばこの吸い殻を自己携帯の入れ物に入れ、自宅へ持ち帰って処理するのであれば、「吸う権利」を侵害するものではないことを、具体的に発信していくことが大切だと思います。(熊田委員)

事務局案

今回の条例は、個々の喫煙者マナーの向上により、条例の目的を達成しようとするものであるため、違反者に対する罰則規定については設けないこととし、廃棄物監視員等の活用を図りながら、PRや啓発に努める。
(諮問のとおり)